

(仮称)「塩尻市みんなで支える自治会条例」案の骨子等に係る意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方
条例の制定について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例に反対はしませんが、加入の促進につながるとは考えられません。 ○ 自治組織である区を支えるための条例がなぜ必要なのでしょう。他県においては、条例案で説明されている内容が、条例が無くても行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市におきましては、自治組織を主体に地域活動が行われてきた歴史があり、地域づくりは、自治組織である「区」によるところが大きいという現実があります。 居住する地域の活動や課題は、そこに住む市民の皆さんの手により行われたり、解決されたりしていくべきで、今も昔も自治組織の担う役割は大きいと考えます。生活様式や意識の変化により、自治組織である区や地域への関心が希薄化しつつある現状がありますので、条例の制定が区を中心とした地域活動の支えや、より所となり、将来に向けて地域づくりが継続されていくことを願って条例を制定するものです。
用語の定義について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「区」の呼称は、地方自治法上では、特別区と政令指定都市に限定されると考えますが、なぜ塩尻市では「区」という呼称をつかうのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市内では、昭和34年の市制施行当時から、自治会を「○○区」と称してきた歴史があります。法的な根拠に基づくものではありませんが、この呼称で特に問題もなく、市民から広く認知されながら現在にいたっているのが現状です。
区の責務について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区は自治活動のスリム化、自治会費の見直しなど、区に加入しやすい環境づくりが求められているのではないのでしょうか。 ○ 区は、歴年の慣習を踏襲していくのみでなく、各事業をもっとスリムにする、廃止、行事の仕分け等を行い付随する役員の数を少なくするなど、今の時代に即したものに見直していくべきではないのでしょうか。 ○ 自治会に入ると役員になる可能性があり、現役世代では、休日をつぶしての参加や平日の会議などもあり大変です。役員の改選の際は、勤務形態等を理由として辞退する人が多くいます。行事は、地域のまとまりには必要ですが、回数等を見直すべきです。 ○ 役員の種類が多いため、世帯数の少ないところでは、頻繁に役 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の責務である加入しやすい環境の整備としては、区費の金額の問題、区の役員等の組織や必要人員等の問題、事業の内容や予算の問題等いくつかの問題が考えられます。これらの問題は、区の組織員である個々の区民が積極的に問題提起をし、かかわりを持ち、協議していく中で実現して行ってほしい課題でもあると考えます。 ○ 区は、土地や公民館等の区有の財産管理も行いますが、地域の美化活動、街路灯の設置や維持管理、防災など、個人では対応できない様々な日常生活の課題を、地域として解決するための活動をおこなっております。

<p>区の責務について</p>	<p>員が回ってくるので、規模に応じた役員数にするべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の減少により区の運営に支障が生ずるのであれば、行事や事業を縮小するべきであり、区費の値上げや、未加入者を強引に加入させることは地域の改善にはつながらないと考えます。 ○ 区費は、高すぎると考えます。 ○ 区は、土地等の財産処分及び公民館の管理を行うだけではないのですか。 ○ 組織をつくれば費用が必要になるのは当然であり、他県の状況を参考に組織をもっと簡素化してはどうでしょうか。 	
<p>市民の責務について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民は、自らが居住する区に加入するものとし・・・(省略)」と自治会への加入を義務づける規定案ですが、自治会への加入は、個人の任意であり条例で加入を義務付けることは基本的人権に反するもので根拠及び拘束力はありません。また、市民を縛り付けるような文言では地域の親睦や発展は望めないで、加入を義務付けることに強く反対します。 ○ 社会構造の大きな変化により、核家族化、少子化が進み、不況の中での失業、不安定な待遇の雇用、女性も家計のために一生懸命働かなくてはならない状況等の複雑な事情により自治会への加入が困難な人や加入を望まない人々の事情を無視して自由を剥奪するのは言語道断であり、良い結果を生むものにはならないと考えます。 ○ 区があると何故市民に責任と義務が発生するのですか。 ○ 「区民は区の事業に積極的に係わること」というのは、仮に自分が賛成しかねる事業を区で決めた場合には、意に反して強要される可能性があるという意味に取ることができます。個人個人を「区のため」という理由で束縛していくのは、戦争へ向けての布石を感じさせ、恐怖を覚えるので反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ この条例は、市民に区への加入を強制的に義務付けるものではありません。基本的に自治組織である「区」は、任意団体でありますので、加入について強制することはできません。市民の皆さんには、地域社会における区の役割や重要性・必要性を改めて考えていただくとともに、区を通じた活動の中で、地域における良好なコミュニティの形成とお互いが住みやすい地域環境を作り上げていただくことを願い、区への加入と区が行う事業への参画をお願いするものです。 ○ 市民の責務は、区があるため生ずるのではなく、明るく住みよいまちづくりを目指し、地域に住む皆さんが協力、連携していただくための責務を明文化したいと考えます。 ○ この条例は、塩尻市区長会との協働により策定を進めているものです。また、より多くの市民のみなさんのご意見をいただき、市民の皆さんの声を反映した内容としていくためにパブリックコメントなどにより意見をいただきながら進めているものです。市民の皆さんを束縛したり、強要したりするものではなく、市民の皆さんが地域とのつながりを持っていただく中で地域づくりを進めていただきたいことを願って策定するものです。

市民の責務について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民の責務を一方的に市役所で決められたのでは不愉快です。「責務」を「奨励」という言葉に置き換えた方が、反感も買いにくいと思います。 	
事業者の責務について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業者」の使命とは地域から全世界に及ぶ顧客と雇用の確保にあるのであり、狭い地域内の町内会の支援ではないと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所も地域に立地している限り、地域と無縁ではないと考えます。そこで、事業者の皆さんには、事業所としてまた事業主として可能な範囲での区への協力をお願いするものです。
地域活動団体の責務について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今の時代は、個人の自由、条件、意欲、創意を活かした NPO など、多様な価値観や手法を認め、尊重し、育ててゆくことが社会の使命であって、「地域活動団体は、区の事業等に協力するように努めましょう。」等と、全員参加の画一社会を強制して、創造性や意欲を押し殺すべきではないと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協働のまちづくりの中では、NPOをはじめ多くの団体が主体的に活動しており、当然その主体的な活動は、尊重されるべきで抑制されるものではないと考えます。地域づくりや地域社会全体をとらえたとき、各種団体の協力可能な範囲内において区への協力を努めていただきたいという趣旨です。
市の責務について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市がおこなうことを具体的に明記したほうがよいのではないのでしょうか。 ○ 転入者の市民課や支所での住民登録の際に、加入を働きかけることが大切だと思います。 ○ 区は必要とする人の任意加入であるべきで、市が下請けを目的に強制加入させるべきものではありません。区へ広報誌の配布等自治事務の押し付けは止めるべきだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、条例の目的を達成するために必要な施策を実施するなど支援をしてみたいと思いますので、個々の表記はおこないません。 ○ 市では、現在転入手続きの際に区の意義等をお知らせするとともに、加入のお願いをしておりますが、今後もより一層働きかけをしてみたいと思います。 ○ 広報誌の配布は、行政連絡長の下承を得て、市から各区に行政連絡事務費をお支払いして協力をいただいているものであります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区への加入率が減少してきている要因を分析する必要があると思います。 ○ 自治会加入率の減少と事業への積極的参加が課題となっていることですが、具体的にどのような問題が生じているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入率の減少は、アパート等の賃貸住宅へ転入された方が、長期居住を前提としていないため加入が進まないこと、役員等の人選の問題また、区費の金額、各種事業等への負担感が考えられることではありますが、未加入者が加入しやすく、脱退する方が生じないような環境の整備が重要であると考えます。このような点につきましては、条例制定後においても区長会へ提言をしてみたいと思います。

<p>その他</p>	<p>○ 区に加入するメリットが極めて少ないと思います。ゴミ収集の問題さえなければ、区に加入しなくても日常生活には全く支障がありません。また、高齢に向かう中で、わずらわしい区の役が順番で回ってくることを考えれば現在加入していても今後脱退していきたいと考える人も多いのが現状です。</p>	<p>○ 区への加入にかかわるメリット・デメリットについては、個人個人の考え方により異なります。区では、ごく日常的なふれあい活動から災害時の共助まで様々な活動を行っています。多くの市民によるお互いに住みやすい環境の整備のためにも現状にあった組織運営について、区民の皆さんが積極的に区へかかわりあいを持つ中で検討していただきたいと思います。</p>
	<p>○ 大規模な災害が発生したときは、区の統制下で支え合うことが重要とは思いますがイコール区に加入しましょうということにはならないと思います。</p>	<p>○ 大規模災害時には、区への加入の有無に係わらず地域住民による共助活動をお願いすることになりますが、そのためにも日ごろからの地域社会とのつながりが重要であると考えます。</p>
	<p>○ 「自立と自治を基調とした協働のまちづくり」では、何を目的に何をしようとしているのかわかりません。</p>	<p>○ 基本計画に掲げられた基本目標の1つが「自立と自治を基調とした協働のまちづくり」で、区、NPO等の任意団体と市が互いに尊重をし、同等の立場で互いに連携しあいながら協働によるまちづくりを推進することを目的としております。</p>
	<p>○ 価値観の多様化による、自治組織への加入率減少は時代の流れで、時代に逆らった「強制加入」はまともな発想ではありません。今は、「狭い地域の強制」ではなくて、「多様な発想に基づく広域的自主的」な活動を増やす時代であると思います。</p>	<p>○ NPO等の個別の団体は、同じ目的を持つ人の集まりで、広域的で自主的な活動団体、時代の要請にあった団体ですが、地域住民を組織員とする団体ではありません。地域に隣り合って住む人々がお互いに協力し合いながら生活していくという区のような地縁に基づく団体は、今後の地域社会の中でも残っていくべき必要な組織であると考えています。</p>
	<p>○ 区は、地方自治体の組織ですか。また、常会・組の上部組織ですか。</p>	<p>○ 区は、地方自治体の組織ではありません。区の中に、常会や組を設置するか否かは、各区の規約等により決められています。</p>
	<p>○ なぜ、区長だけに市から報酬の支払いがあるのですか。</p>	<p>○ 市では、区を代表する区長を「行政連絡長」に委嘱し、市行政との連絡調整等の職務を担っていただいています。この「行政連絡長」は、塩尻市の特別職の職員等に当たることから「塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例」に基づき、行政連絡長の職務に対する報酬として、区長報酬としてではなく。行政連絡長報酬として支払っているものです。</p>